その他告示

○公正取引委員会
消　費　者　庁告示第五号

不当景品類及び不当表示防止法（昭和三十七年法律第百三十四号）第三十六条第一項の規定に基づき、ハム・ソーセージ類の表示に関する公正競争規約（平成四年公正取引委員会告示第三十五号）の一部変更を認定したので、同条第四項の規定により、次のとおり告示する。

令和七年四月一日

公正取引委員会委員長　古谷　一之
消費者庁長官　新井ゆたか

一　ハム・ソーセージ類公正取引協議会（会長　木藤　哲大）の申請に係るハム・ソーセージ類の表示に関する公正競争規約の一部変更を令和七年三月十一日付けで認定した。

二　規約に係る事業の種類
ハム・ソーセージ類の製造・加工販売業、輸入販売業等

三　規約の内容
別記のとおり変更する。

四　認定の理由
規約の一部変更の内容を検討した結果、当該規約の一部変更は、不当景品類及び不当表示防止法第三十六条第二項各号の認定要件に適合すると認められる。

別記

ハム・ソーセージ類の表示に関する公正競争規約の一部を次のように変更する。

次の表中変更前の欄の下線の表示部分をそれに対応する変更後の欄の下線の表示部分に変更する。

変　更　後	変　更　前
（目的） **第1条**　この公正競争規約（以下「規約」という。）は、不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号）第36条第１項の規定に基づき、ハム・ソーセージ類の取引について行う表示に関する事項を定めることにより、不当な顧客の誘引を防止し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択及び事業者間の公正な競争を確保することを目的とする。	（目的） **第1条**　この公正競争規約（以下「規約」という。）は、不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号）第31条第１項の規定に基づき、ハム・ソーセージ類の取引について行う表示に関する事項を定めることにより、不当な顧客の誘引を防止し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択及び事業者間の公正な競争を確保することを目的とする。

附　則

この規約の変更は、この規約の変更について公正取引委員会及び消費者庁長官の認定の告示があった日から施行し、令和六年十月一日から適用する。

○公正取引委員会
消　費　者　庁告示第六号

不当景品類及び不当表示防止法（昭和三十七年法律第百三十四号）第三十六条第一項の規定に基づき、包装食パンの表示に関する公正競争規約（平成十二年公正取引委員会告示第九号）の一部変更を認定したので、同条第四項の規定により、次のとおり告示する。

令和七年四月一日

公正取引委員会委員長　古谷　一之
消費者庁長官　新井ゆたか

一　日本パン公正取引協議会（会長　飯島　延浩）の申請に係る包装食パンの表示に関する公正競争規約の一部変更を令和七年三月十一日付けで認定した。

二　規約に係る事業の種類
包装食パンの製造、販売及び輸入販売業

三　規約の内容
別記のとおり変更する。

四　認定の理由
規約の一部変更の内容を検討した結果、当該規約の一部変更は、不当景品類及び不当表示防止法第三十六条第二項各号の認定要件に適合すると認められる。

別記

包装食パンの表示に関する公正競争規約の一部を次のとおり変更する。

次の表中変更前の欄の下線の表示部分をそれに対応する変更後の欄の下線の表示部分に変更する。

変　更　後	変　更　前
（定義） **第２条**　この規約において「包装食パン」とは、パン生地を食パン型（直方体又は円柱状の焼き型をいう。）に入れて焼いたもので、水分が10パーセント以上のものであって、製造所で放冷又は冷却後包装し、販売のために小売店に出荷される食パンをいう。 この場合、パン生地とは小麦粉又はこれに穀粉類を加えたものを主原料とし、これに<u>パン酵母</u>を加えたもの又はこれらに水、食塩、ぶどう等の果実、野菜、卵及びその加工品、<u>砂糖類</u>、食用油脂、乳及び乳製品等を加えたものを練り合わせ、発酵させたものをいう。 ２・３　（略）	（定義） **第２条**　この規約において「包装食パン」とは、パン生地を食パン型（直方体又は円柱状の焼き型をいう。）に入れて焼いたもので、水分が10パーセント以上のものであって、製造所で放冷又は冷却後包装し、販売のために小売店に出荷される食パンをいう。 この場合、パン生地とは小麦粉又はこれに穀粉類を加えたものを主原料とし、これに<u>イースト</u>を加えたもの又はこれらに水、食塩、ぶどう等の果実、野菜、卵及びその加工品、<u>糖類</u>、食用油脂、乳及び乳製品等を加えたものを練り合わせ、発酵させたものをいう。 ２・３　（略）

附　則

この規約の変更は、この規約の変更について公正取引委員会及び消費者庁長官の認定の告示があった日から施行する。

○総務省告示第百三十三号

地方税法施行規則（昭和二十九年総理府令第二十三号）第十六条の四の四第一項に規定する前々年度の全国の市町村たばこ税の額の合計額として総務大臣が定める額は、九千二百七十四億六千九百四十九万二千円とする。

令和七年四月一日

総務大臣　村上誠一郎